

岩手県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年1月7日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
岩手県東京事務所	平成22年11月11日	千葉 康一郎 工藤 洋子
岩手県立二戸高等看護学院	平成22年11月15日	伊藤 孝次郎
岩手県大阪事務所	平成22年11月11日	樋下 正信 伊藤 孝次郎
岩手県名古屋事務所	平成22年11月1日	伊藤 孝次郎
岩手県福岡事務所	〃	〃
岩手県農業研究センター県北農業研究所	平成22年11月15日	〃
県北教育事務所	平成22年11月18日	千葉 康一郎 工藤 洋子
岩手県立久慈高等学校	〃	〃 〃
岩手県立久慈東高等学校	平成22年11月15日	伊藤 孝次郎
岩手県立久慈工業高等学校	平成22年11月18日	千葉 康一郎 工藤 洋子
岩手県立種市高等学校	平成22年11月17日	〃 〃
岩手県立軽米高等学校	〃	〃 〃
岩手県立一戸高等学校	平成22年11月15日	伊藤 孝次郎
岩手県立久慈拓陽支援学校	平成22年11月17日	千葉 康一郎 工藤 洋子

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 岩手県東京事務所 ふるさと岩手応援寄付の受入れに当たり、歳入科目を誤って調定しているものが2件、170,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 岩手県立久慈高等学校 教員特殊業務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが5件、44,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 岩手県立種市高等学校 授業料の還付に当たり、減免決定後相当期間経過してから還付しているものが6件、79,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。